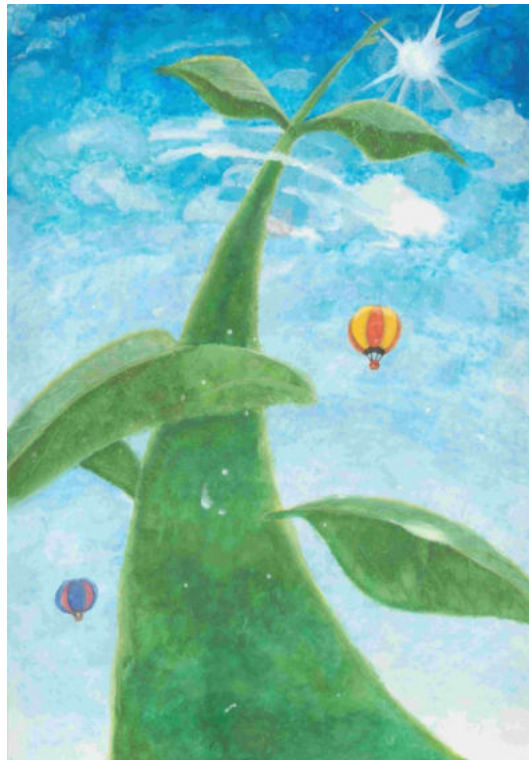




第 1 章 第 3 次白山市環境基本計画の基本的事項

1. 計画策定の背景
2. 計画の目的
3. 計画の位置づけ
4. 計画の対象と期間
5. 計画の推進と進行管理



「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」
県審査特選作品

1.計画策定の背景

白山市は、白山から流れる雄大な手取川、白砂青松の日本海など、山、川、海の豊かな自然に恵まれ、その恩恵を大きく享受してきました。

もとより、すべての市民には、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利があると同時に、現在の恵まれた環境をより良いものとして、次の世代に引き継ぐ責任があります。

しかしながら、今日の社会は、高度経済成長期の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動による負の遺産を経験した上に成り立ち、ライフスタイル・事業活動の多様化により、環境への負荷が増大し、その影響は地球環境にまで及んでいます。

このため、私たちは、環境問題を自らの課題として認識し、これまでのライフスタイルや事業活動を見直しながら、互いに協調し、それぞれの責務を果たすことにより、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を目指すために、「白山市環境基本条例」を平成17年2月に施行しました。

平成17年2月に誕生した「白山市」において、同条例第9条に基づき、「白山市環境基本計画(以下、「第1次計画」という。)」を平成18年7月に策定しました。

そして、「第1次計画」の策定から5年間の経過したことや社会情勢の変化や環境に対応するために、「第2次白山市環境基本計画(以下、「第2次計画」という。)」を平成24年3月に策定し、良好で快適な環境の保全および創造を目指した施策を展開してきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機としたエネルギーを巡る国内外の環境の大きな変化をふまえ、平成26年4月に閣議決定された「第4次エネルギー基本計画*」において、再生可能エネルギー*について積極的に推進していくとしており、県においても平成26年9月に「石川県再生可能エネルギー推進計画*」を策定し、それらの課題にも対応することが求められています。

このような中で、第2次計画で掲げた目標の達成状況の確認・評価をふまえるとともに、新たに取り組むべき環境行政の方向性を示すために必要な事項を定めた「第3次白山市環境基本計画(以下、「本計画」という。)」を平成28年3月に1年前倒しで策定しました。

今回、この第3次計画の後期目標値を設定することに併せ、令和3年3月に2050(令和32)年のゼロカーボンシティ*宣言を行ったことやSDGs未来都市*に選定されたことをふまえ、施策と関連するSDGs*のゴールを明らかにする等の中間見直しを行うこととしました。

図表-1.1 白山市の環境行政のあゆみと国内外の主な出来事

年	白山市環境行政のあゆみ	国内外の主な出来事
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市 2 町 5 村の合併により白山市が誕生(2 月) ・ 白山市環境基本条例を制定(2 月) ・ 白山市一般廃棄物処理基本計画を策定(2 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス*削減のための京都議定書*が発効(2 月)
18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市環境基本計画を策定(7 月) ・ 白山市総合計画を策定(12 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次環境基本計画*の策定(4 月)
19 年 (2007 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音に係る環境基準の類型指定の改正および騒音・振動指定地域の一部改正(4 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21 世紀環境立国戦略の策定(6 月)
20 年 (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市地球温暖化対策地域協議会を環境省に登録(10 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書第一約束期間がスタート(1 月) ・ 生物多様性基本法*の制定(6 月)
21 年 (2009 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市地球温暖化対策条例を制定(12 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連気候変動首脳会合の開催(ニューヨーク、9 月)
22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直し(3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性条約第 10 回締約国会議*(COP*10)の開催(名古屋市、10 月)
23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市地球温暖化対策地域推進計画*を策定(7 月) ・ 白山手取川ジオパーク*が日本ジオパークに認定(9 月) ・ 市が取り組む独自の環境マネジメントシステム*「はくさん ECO マネジメントプラン」を策定(10 月) ・ 白山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画を策定(12 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災が発生(3 月) ・ 世界人口が 70 億人に到達(国連推計、10 月)
24 年 (2012 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 次白山市環境基本計画の策定(3 月) ・ 騒音に係る環境基準の類型指定の改正および騒音・振動指定地域の一部改正(3 月) ・ 白山国立公園指定 50 周年(11 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次環境基本計画*の策定(4 月) ・ 再生可能エネルギー*の固定価格買取制度*の導入開始(7 月) ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020*の閣議決定(9 月) ・ 地球温暖化対策のための税*(地球温暖化対策税)の施行(10 月) ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)の施行(12 月)
25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次循環型社会形成推進基本計画*の策定(5 月)
26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次エネルギー基本計画*の閣議決定(4 月) ・ 石川県再生可能エネルギー推進計画*の策定(6 月) ・ 水循環基本法の施行(7 月)
27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直し(3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連サミットで SDGs*が採択(9 月) ・ 国連気候変動枠組条約*第 21 回締約国会議(COP*21)(パリ、11 月)
28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次白山市環境基本計画の策定(3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策計画*の閣議決定(5 月)
30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs 推進本部を設置(3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 次環境基本計画*の策定(4 月) ・ 第 5 次エネルギー基本計画*の閣議決定(7 月)
令和元年 (2019 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定*に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定(6 月)
2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直し(3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス*を 2050 年実質ゼロとする目標表明(10 月)
3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゼロカーボンシティ*宣言(3 月) ・ 第 2 次白山市地球温暖化対策地域推進計画*の策定(3 月) 	

2.計画の目的

本計画は、白山や手取川をはじめとする本市の誇るべき環境の保全と創造、地球温暖化*の対策や循環型社会*の形成など、分野ごとの環境課題に的確に対応するとともに、「白山市総合計画」で目指す『豊かな自然と共生する自立と循環の都市(まち)』の実現に向けて、市民・事業者・市の全ての主体が協働*して環境の保全と創造に取り組むことを目的としています。

白山市環境基本条例における基本理念(第3条)

1. 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担のもと、自主的かつ積極的に、又は相互に連携協力して推進されなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が実現されるように行われなければならない。
4. 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

コラム SDGs とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは2015（平成27）年9月に開かれた国連持続可能な開発サミットで採択された世界が共通して取り組むべき国際課題です。その内容は、「地球上の誰一人として取り残さない」世界の実現のための「変革」を理念とし、2030（令和12）年までを期限とした17の目標と169のターゲットにより構成されています。



出典：環境省環境研究総合推進費戦略研究プロジェクト「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」により作成

上記の図はSDGsの概念を分かりやすく表しています。木の枝には、経済、社会、環境の三層を示す葉が繁り、木を支える幹は、ガバナンスを示しています。木の根に最も近い枝葉の層は環境であり、環境が全ての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることを示しています。また、木の幹が枝葉をしっかり支えるとともに、水や養分を行き渡らせる必要があります。木の幹に例えられているガバナンスは、SDGsが目指す経済、社会、環境の三側面の統合的向上を達成する手段として不可欠なものとなっています。

コラム ゼロカーボンシティ宣言

最近の豪雨や台風等の災害は気候変動によるもので、その原因は地球温暖化*であるといわれています。

地球温暖化*を防止し、気象変動を抑制するには温室効果ガス*の排出量の削減が不可欠であります。温室効果ガス*の大半は二酸化炭素*であることから、その発生を抑制する取り組みが必要であります。

国は、2050年までに温室効果ガス*の排出量を実質ゼロにする、いわゆる「2050年カーボンニュートラル*」の実現を目指すこととしました。

本市でも、令和3年3月の第二期白山市地球温暖化対策地域推進計画*の策定に合わせて、国の方針をうけ、2050年までに二酸化炭素*の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ*を目指すことを表明しました。

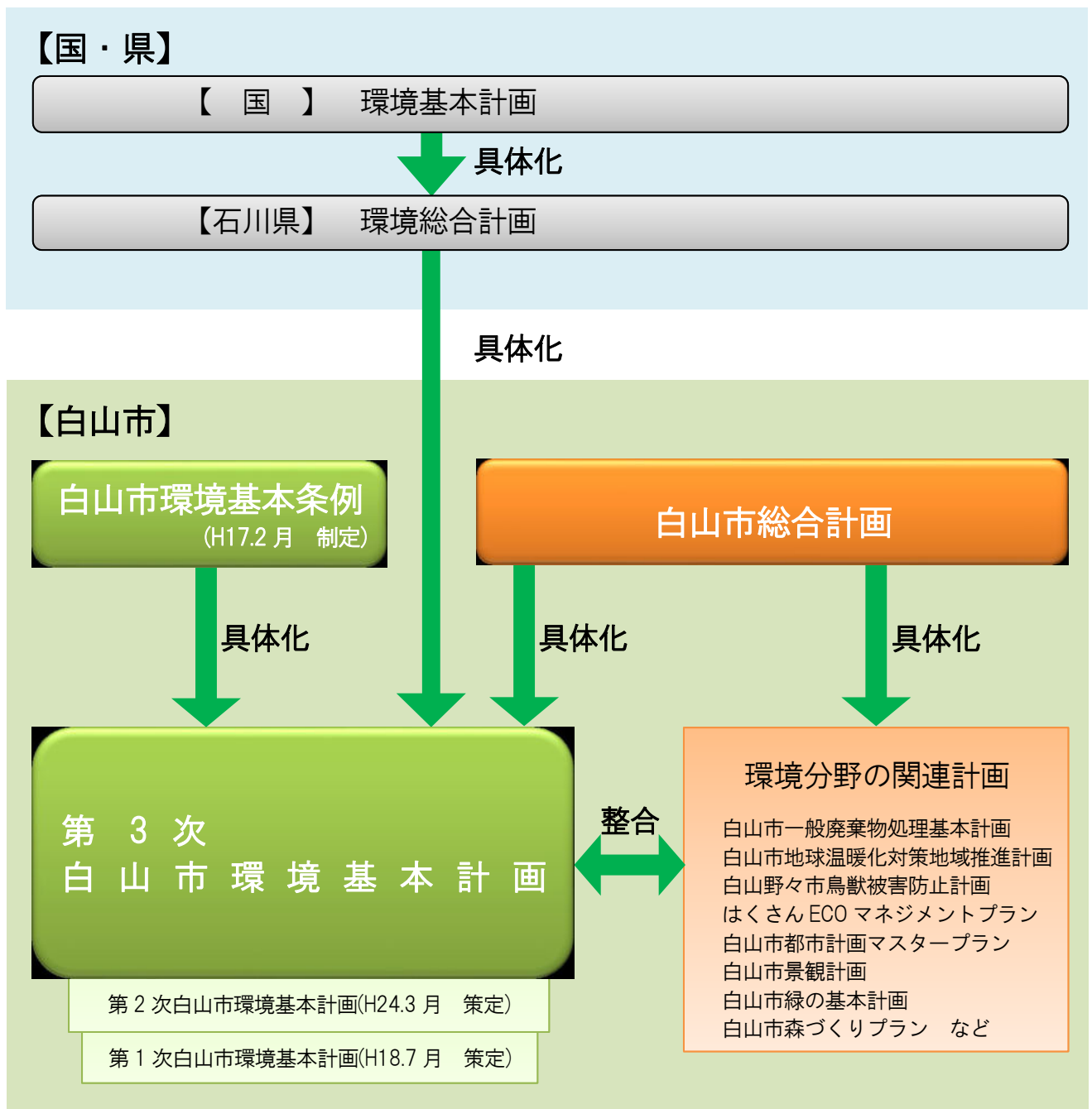
地球温暖化対策の推進に当たっては、SDGs*の観点をふまえ、環境・経済・社会の統合的な向上を意識し、脱炭素社会の形成を目指します。

※実質ゼロとは、温室効果ガス*のエネルギー消費等に伴う人為的な排出量から森林による吸収分を差し引いたものを実質的にゼロにすること。2015（平成27）年に合意されたパリ協定*では、「平均気温上昇の幅を工業化以前より2度未満にする」目標が広く国際的に共有されましたが、2018（平成30）年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050（令和32）年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

3.計画の位置づけ

本計画は、「白山市環境基本条例第9条」の規定に基づいて策定するものであり、国の「環境基本計画*」や県の「環境総合計画」をはじめ、市の上位計画である「白山市総合計画」を環境面から具体化するとともに、関連する環境分野の計画と整合を図りながら環境施策を推進するための計画です。

図表-1.2 第3次環境基本計画の位置づけ



4.計画の対象と期間

本計画の対象は、以下のとおりです。

- (1)対象とする地域は、白山市全域とします。
- (2)対象とする主体は、市民、事業者および市です。これら各主体の連携と協力により、本計画を推進していきます。
- (3)対象とする範囲は、概ね次のとおりとします。(図表-1.3)
 - ①生物多様性*の確保と自然環境の保全
 - ②生活環境の保全と良好な景観の形成
 - ③再生可能エネルギー*の利用促進
 - ④環境への負荷の少ない循環型社会*の構築
 - ⑤地球環境の保全と全ての主体の連携協力

本計画の期間は、以下のとおりです。

計画の期間は、平成 28 年度から令和 8 年度の 11 年間とします※。

なお、「白山市総合計画」や環境の保全と創造に係る社会情勢、科学技術の進歩などの変化に合わせ、他の計画との調整を図りつつ、適宜見直しを図っていくものとします。

また、目標指標については前期の目標値(令和 3 年度)を掲げ、達成状況を把握しながら 5 年後には後期の目標値(令和 8 年度)を設定することとしていました。

これを受けて、令和 3 年度には、後期目標値の設定と中間見直しを行うこととしました。

※第 2 次白山市総合計画の計画期間と整合を図ります。

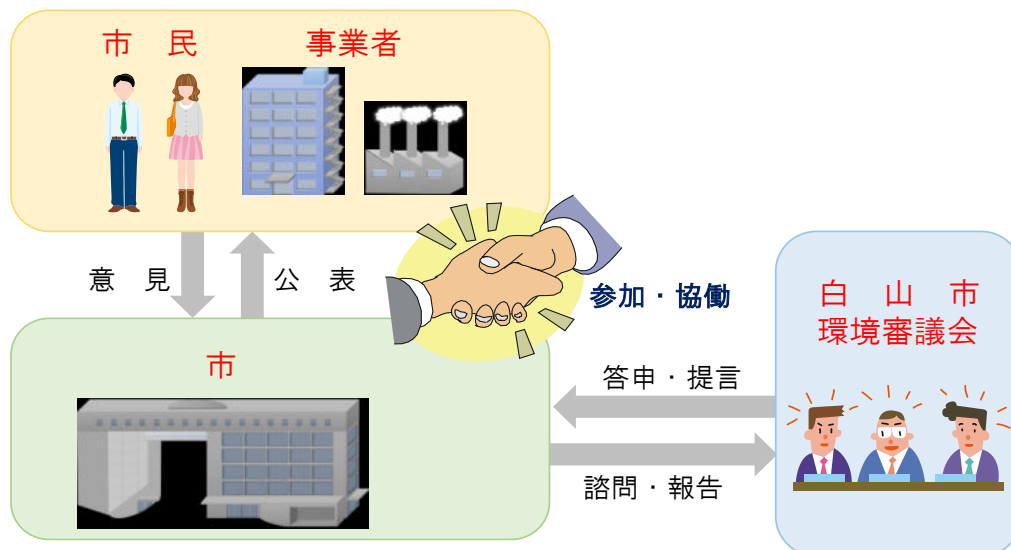
図表-1.3 第 3 次白山市環境基本計画の対象範囲



5.計画の推進と進行管理

本計画では、計画の実効性を高め効果的な推進を図るため、市民・事業者・市それぞれの取り組みを明記しています。すなわち、本計画は行政計画にとどまらず、各主体が参加・協働*して推進していきます。

図表-1.4 計画の推進



本計画の進行管理は、PDCA サイクルの一連の手续にそって、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(見直し)を実施します。

図表-1.5 計画推進のPDCA サイクル

